

鴨川

暑中見舞
申す

夏越く

奉



法律相談の心構えと技法

坂元和夫

1、はじめに

人は誰でも、社会生活を営む中で様々な問題を抱えています。健康上の問題、学業や仕事のうえでの悩み、家族の問題や親戚・友人との人間関係、生計や財産をめぐる問題など様々です。そして、周囲の人に相談してもはっきりしない事柄で法律に関わりがありそうな場合、法律相談のために弁護士事務所を訪れます。

受け代理人として相手方と交渉したり、訴訟等の法的手続をとって初めて解決へと向かう場合もあります。このように、法律相談は、弁護士側からみると、その業務の基本中の基本と言っても過言ではありません。

2、誰も教えてくれない法律相談のやり方

私達弁護士は、大学法学部で憲法や民事・刑事の実体法・手続法の解釈を学び、二年間の司法修習中には実務で必要な判例法の知識や訴訟関係書類作成の訓練を受けましたが、法律相談の理論や技法を習ったことはありません。おそらく、法律の専門知識さえあれば、法的な問題に助言・指針を与えることができる筈で、相談自体は常識に従って適当に行えば足りるのだとか、あるいは、法律相談に必要なノウハウがあるにせよ、実際に業務として行う過程で習得する(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)しかないのだと考えられていたのでしょう。

しかし、法律の専門知識を頭に詰め込んでいる筈の司法修習生に実際に法律相談をさせてみると、例外なく、相談者とのやり取りがぎくしゃくし、修習生は焦り相談者は苛々してきます。その段階で、指導にあたる弁護士が相談を引き取らなければ、相談者が強い

不満を抱いたまま帰ることになります。私自身も、今でこそ、相談者にまずまず満足してもらっていると自負できますが、弁護士に成りたての頃は、相談者に対して、法的にはこうなるからこうすべきだといくら説明しても、相手が納得した顔をしてくれなかった経験が少なからずありました。

一度など、何度説明しても理解してくれないので、諦めて苦笑したところ、相談者を怒らせてしまったことがあります。今の私からみると、それは、相談者が悪いのではなく、相談を担当した私が未熟なために、相手の抱えている問題がありのままに理解しようとする、法的に重要でなさそうな事柄を聞き流し、無意識のうちに法規に当てはまるように問題を作り替えて結論を出し相手に押しつけたからだということが分かります。

3、法律相談Ⅱリーガル・カウンセリング

本年五月菅原郁夫名大教授から「法律相談の技法リーガル・カウンセリングの試み」と題する講演を聞く機会がありました。その要旨は、次のとおりです。

・法律相談も心理カウンセリングも、相談者側の「人間生活において生じる問題の解決」というニーズに対し、相談担当者が専門的知識を使って問題解決を支援する点において共通するの

に、法律相談を業とする弁護士側のこの点に関する認識が欠如していた。
・臨床心理学の分野ではカウンセリングの技法や理論の研究と教育が進んでいるのに、法律相談については、依然として個々の弁護士が試行錯誤のすえ習得した個人技に頼っており、これが一因となって、専門家としての無意識の権威主義性や相談者との良好な人間関係

の形成の軽視など、相談の進め方ないし技法上の問題点が指摘されるようになってきた。

・そのうえ、近時、法律相談がこれまでよりもはるかに身近で利用しやすくなったために、日常の非法律問題と渾然一体化した問題が法律相談に登場してくるようになり、さらに、法律相談事項が多方面に広がり、子供の人権・近隣紛争・高齢者関連の問題・セクハラ・家庭内暴力など単なる法的助言だけでは解決が困難で、相談者の置かれた社会環境や人間関係、精神的・心理的要素を考慮に入れないければ解決できない事例が増えてきていることから、カウンセリングの技法を取り入れる必要性が一層高まっている。

4、カウンセリングの理論と技法

カウンセリングは、相談者とのコミュニケーション

を通して、相談者のかかえる問題の解決のためにその行動ないし考え方の変容を試みるものとされていますが、通常、次の三つの手順を踏むといわれます。

(1) 相談者との良好な関係（リレーション）をつくる。

(2) 問題の核心をつかむ。

(3) 適切な処置をする。

そして、その過程で、「受容」、「支持」、「繰り返し」、「明確化」、「質問」という五つの技術を駆使します。

リレーションが何故必要かという点、カウンセラーが親身になって聴いてくれるという信頼感がないと、相談者は胸襟を開いて語れないし、リレーションができると、構えや気兼ねが取れてその人の生地が出やすくなるからです。リレーションをつくるためには、カウンセラーがカウンセリング・マインドを持たなければならぬと言われます。要するに、己を空しくして受容的・共感的な姿勢で聴

くことが大切なのです。相手の話を相づちを打ちながら受け入れて「聴く」態度にそれが表れるのでしよう。その逆は「とがめ」を含んだ言い方です。とがめるということは、自分の価値観を押しつけることにはかなりません。殆どの価値観が相対的なものであるにもかかわらず、これを押しつけられれば、相手は防衛的になったり反発したりします。

受容を妨げるほかの要因としては、カウンセラーに余裕がない場合とか、カウンセラーの性格の幼児性（自己中心的なこと）が挙げられています。「支持」は、相手への共感を言葉で表すことです。「繰り返し」は、相手の話したポイントをつかまえて相手に投げ返すことにより、相手の自問自答を促進することです。「明確化」は、相手の言いたい事を意識の表面に浮かび上がらせることです。こ

れらは、いずれも「受容」を前提として、問題の核心をつかむために必要な技法だと言われます。

5、今後の法律相談のあり方

さて、カウンセリングの技法を駆使して、相談者との間に良好なリレーションをつくり、相談者から十分に話を聴いて、そのかかえる問題を理解した後、心理カウンセリングでは、相談者自身がカウンセラーとのやり取りを通じて問題の原因と解決への道筋に気が付くようになるため、カウンセラーの助言がなされる場合でも、相談者自身による解決を助ける補助的なものとなりますが、法律相談の場合は、いささか違った形をとり得ます。それは、法律相談の場合は、法律専門的知見による判断が不可欠で、それを示さないことには、問題解決にならないからです。

このような差異を意識しつつ、相談者のかかえる問題を把握し真に理解するために、また、近時の法律相談が非法律的な事柄を多く含むようになってきている現実によりよく対応できるようにするためにも、さらに、相談者をつい「裁いてしまふ」弁護士は職業癖を直すためにも、法律相談にカウンセリングの心構えや技法を謙虚に取り入れることが私達弁護士に求められています。それとともに、法律相談の現場で、弁護士の手に余るケースに遭遇したような場合に、臨床心理士などカウンセリングの専門家への援助を受けたり協働が可能となるシステムの構築が望まれます。

（本稿は、「現代のエスプリ」四一五号所掲の諸論文、国分康孝「カウンセリングの技法」、杉本孝子「心理療法マインド」を参考にしました）。

以上



民事法律扶助制度の危機

尾 藤 廣 喜

◆危機的な「民事法律扶助」の財政

「かもがわ」第二八号（二〇〇一年一月号）で、二〇〇〇年一〇月から「民事法律扶助法」が施行されて、民事法律扶助業務が根本的に改革されたことをお知らせしました。これに伴って、民事法律扶助の件数は、飛躍的に増え、京都支部では、一九九九年の民事法律扶助（法律相談に対する援助を除く。）の件数が七〇六件だったものが、二〇〇〇年度には一三六一件と約九三％の増となり、これが〇一年度には、一八八四件とさらに約三八％も増加しています。それ自体は誠に喜ばしいことなのですが、今度は、

このような件数の伸びに国の補助金がついてこれない事態が発生してきました。

法律扶助協会は、民事法律扶助事業に対する〇二年度の予算を六六億円とすることを要望したのですが、最終的な予算は、ほぼ前年並みの約三〇億円にとどまってしまうました。

このような国庫補助の額は、〇二年度も、予算の不足から、前年度に続き年度途中で援助を中止せざるをえないことになると予想されています。京都支部でも、〇二年度は、代理人となる援助数を一七九七件、書類作成援助を九〇件と前年度並みの件数で援助の上限を設定せざるを得ない状態になっています。

◆なぜこんなことが起きるのか

もともと、この事業は、憲法三二条で保障された裁判を受ける権利を実質的なものとするために、国の責任で運用することが法で定められているものです。

しかし、このように予算が限定されますと、経済的な弱者の裁判を受ける権利が「絵に書いた餅」になってしまういかねません。

京都弁護士会では、先日（五月二八日）開かれた総会で、国の責任による財政措置の拡充を求める緊急決議を全会員一致で可決し、関係当局に送付しましたが、それだけで効果が上がると思えません。

◆制度改革のために

扶助協会京都支部では、従来から、民事法律扶助を担当する弁護士に、着手金と報酬の五％を寄付してもらう形で、緊急の財政対策としてきました。

しかし、これは結局のところ、民事法律扶助を担当する弁護士の犠牲で、ただでさえ低額な弁護士報酬をさらに実質的に「切り下げる」ことに等しいものです。

そこで私の提案ですが、民事法律扶助が機能不全に陥りかけていること、その原因が国にあることをもっとオープンにしたキャンペーンを全国的に展開し、「コップの嵐を全国の嵐にする」ことが必要です。

ただ、それだけでは、当面の対策にはなりません。そこで、「民事法律扶助を愛する市民の会（仮称）」の設立はできないでしょうか。この会の会員には、先のキャンペーンに協力してもらうとともに、財政的に法律

扶助協会を支えるサポーターとして資金援助もしていただきます（特典は、一回無料の法律相談付きというのはいかがでしょうか）。また、〇〇記念日（誕生日、結婚記念日、離婚記念日（？）、裁判勝訴記念日）に扶助協会に寄付を求めるキャンペーンも行ってみてはどうでしょうか。

そして、もう一つ大事なことは、「紛争予防の視点」です。

今回の民事法律扶助法の制定で、法律相談援助の枠が大幅に増えましたが、さらにこれを充実させていくことが必要です。

また、サラ金・クレジットによる破産が、京都における民事法律扶助事件の七八％を占めているという現状からすれば、過剰貸付の制限、広告規制、高利規制、消費者教育の充実などもっと広い意味での「紛争予防」にお金を使う必要があるのではないのでしょうか。



炭で山林を救う

山崎 浩一

☒炭は地球を救う☒

偶然目にした一冊の本
「炭は地球を救う」(宮下正次著・リベルタ出版)を読んで衝撃を受けました。

関東森林管理局に勤務する宮下氏は、日本のみならず世界中の森林を調査し、ほぼ地球規模で酸性雨による森林破壊が進んでいることに警鐘を鳴らします。NPOとして「森林の会」の事務局長を務める同氏はブナの放流(苗の植樹)を進める一方で、炭をまくことにより、山の土壌回復を実践して目ざましい成果をあげているのです。

僕らは早速、友人二名と共に群馬県の宮下氏に会いに行き、その成果をこの目で
見せてもらいました。
☒日本の山林の状況☒
現在の日本の雨は、平均PH四・七の酸性です。これにより、日本の平均的な森林土壌はPH五を切っています。この状態では土中の微生物は生きることが難しく、しかもPH五・五より酸性がきつくなると地中のアルミが溶け出し、植物によって吸収されてしまいます。

ウがいなかったのです。
ですから林野庁は、これまでマツノサイセンチュウ説をとり、空中散布をしてみました。が、まったく無駄なばかりか環境を悪化させる処置をしてきたということになります。
最近では、中国からの酸性雨によって日本海側の松が枯れ始めています。
天の橋立の松が枯れ出しているのも酸性雨による土壌の酸性化にあると考えるべきでしょう。

☒炭の威力☒

酸性化した土壌を中和して土の活力を回復させて森林を蘇らせるために、アルカリ性である炭をまくというのが宮下氏の考えです。
ところが炭には土を中和するだけの効果にとどまらない素晴らしい効果があるのです。
根の回りに炭を入れると微生物が共生を始め、キノコ菌も繁殖して樹木が元気になるります。
炭が水を浄化することは良く知られています。
また、炭を食すことは、体内の解毒に役立つため、妊娠中毒の人は炭を食べると良いそうで、昔、忍者が敵方に捕らえられて毒を飲まされた時には、炭を飲んで生き延びたといっています。
実は、宮下氏と話をしていた時、突然、宮下氏が炭をばりばり食べ始めたので唖然としました。僕もすずめられるまま食べてみましたが、さくさくして粉っぽいのですが、食べられなくもありませんでした。そして驚いたことに前橋では真っ黒な炭パンまで売っていたのです。

☒炭を焼く☒

炭はドラム缶を使えば簡単に焼けます。友人にドラム缶炭焼釜を作ってもらい炭を焼く実験をしたところ見事に炭ができました。
僕は、杉の間伐材や竹を原料にして炭を焼き、京都の山林の土壌回復ができたらと考えています。天の橋立や嵐山の松枯れを炭で防ぎ止めたなら素晴らしいことではないでしょうか。
炭で鴨川等の水の浄化もできるのではないかと、炭製品の製造・販売を京都の山村で行うことで地元のリバイバルになるのではないかと等と炭をもとに次から次へと構想が浮かんでいきます。

弁護士費用の敗訴者負担制度

司法制度改革審議会が平成一三年六月に公表した意見書「二一世紀の日本の司法制度のあり方」において、民事裁判において勝った側の弁護士費用の一部を敗訴した者に負担させる制度を導入する方向性が示され、現在、具体的制度の内容が検討されています。

現行制度では、依頼した弁護士費用は訴訟費用の中には含まれず、敗訴・勝訴にかかわらず依頼した者が負担してきました。これでは勝訴しても弁護士費用を相手方から回収できないため訴訟を回避せざるを得ない場合もあるので、敗訴者負担制度にして、国民の訴訟へのアクセスを広げるといのが理由です。

しかし、日本弁護士連合会は、この原則的導入に反対の立場を取っています。何故でしょうか。

紛争の多くは、裁判の勝ち負けの見通しが始めから明らかではありません。一か八か裁判をするという場合に、もし負けたら相手方の弁護士費用までも負担しなければならぬということではかえって裁判をあきらめてしまう場合が多くなるといのが実際に裁判に携わる弁護士の実感です。

これまで公害、薬害、消費者保護等の訴訟では、従来の法理論では救済を受けることが難しいと予想されるケースが多いので、提訴が抑えられる結果になることが危惧されます。

つまり、敗訴者負担制度によってアクセスが広がる場合より、閉じられてしまう場合の方がはるかに多くかつ重大なケースであるということなのです。

大切なのは、司法による権利の救済こそが必要不可欠な場合に、弁護士費用の負担ということが裁判利用の支障にならないような制度を具体的にどうつくるかということでしょう。